

付 議 第 1 号

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、知事から、高知地方裁判所令和 5 年（ワ）第 100 号損害賠償請求事件の控訴審における訴訟事務を教育次長に補助執行させることについて、協議がありましたので、これに同意することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等を行うこと。

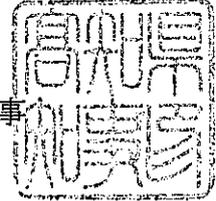


別紙

7 高法文第699号
令和7年9月3日

高知県教育長 様

高知県知事



訴訟事務の補助執行に関する協議について

地方自治法第180条の2の規定に基づき、下記事件の控訴審における訴訟事務を教育次長に補助執行させることに関して協議します。

記

事件番号 高知地方裁判所 令和5年(ワ)第100号
事件名 損害賠償請求事件
原告 株式会社山善工務店
被告 高知県

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案説明

本議案は、現在係争中の下記事件について、令和7年9月16日に第一審の判決言い渡しがあることから、判決後に速やかに控訴審における訴訟事務を教育次長が補助執行できるよう、予め、知事から協議があったことにつき、これに同意することについて、議決を求めようとするものである。

1 事件名

高知地方裁判所 令和5年（ワ）第100号 損害賠償請求事件

2 訴えの提起年月日

令和5年5月9日

3 判決言い渡し年月日

令和7年9月16日

4 当事者

原告 株式会社山善工務店

被告 高知県

5 訴えの内容

令和2年3月26日に発注した須崎総合高校「渡り廊下新築他改修主体工事」において、本工事を受注した原告から、工期が当初予定より7か月以上延び、完成日が令和3年4月30日となったことにより損害を被ったとして、3,326万2,408円の損害賠償を求めるもの。